

- 議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
- 議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第48号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について
- 報告第32号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
- 報告第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 報告第34号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第12回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、欠席0です。そして農地利用最適化推進委員が9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、5番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくようお願いいたします。

【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第46号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議

題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主事) 【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号77番】

(農地担当) それでは77番、秦の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(8番委員) 地目は田ですが現況は畑になっておりまして、売買による譲渡ということになっておりますが、境界をですね、受人が勘違いをしております、数m、渡人の土地を侵食しておったような状態が、昨今の公共事業等の測量において分かりまして、2人ともそういうことだったのかという風なことで、その土地の所有権にあたりまして、境を是正するというところで、受人が買い取るという形になっております。こちらは2人とも私の所へ来られて面談をしまして、そういうことなのでという話で説明を受けました。両方の合意という格好でよろしく頼むという話をお聞きしております。これが行政による測量で判明して良かったという風なことで、2人とも納得をしております、現況は畑なんです、そちらの方に果樹、果物等を植えて作ってまいりますという説明でした。地元といたしましては問題ない案件ですので、審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

(農地担当) 大森推進委員、補足がございましたらお願いいたします。

(大森委員) 補足はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員) 測量が間違っって買い取りというのは、そのまま測量だけで是正じゃなくて買い取りというのがちょっとどのような形になったのかな。

(8番委員) 受人が、自分の土地と渡人の土地の境にブロックを敷いたんです。業者をお願いして境をしてもらったと。その時に、自分の土地よりも広いところにブロック塀を設置してしまっって、その時に渡人の方が、ここはうちの土地だというのが分かっっていればよかっただけですけど、今回の行政の測量において、ここまでが自分の土地かと。お互いにそれは知らなかつたということです。そのブロック塀を入れた当時の境の件が問題といえれば問題なんですけど、お互い話をしてその境を入れたんですけど、もうその時点が間違っっていたと、お互いが間違っっていたということで、僕のところにわざわざ説明に来ていただきました。最終目的はその境を綺麗にすることなので、受人が現況のまま使わせてもらっって、受人が買いたいってということで、渡人も売っってもよろしいと話がきれいにまとまっっていたので、申請をあげることになっただけです。

(4番委員) 分かりました。それはすんなり行っって良かったんですけど、買っうというのがいい形で済んだんかなというような感じですよ。

(8番委員) 最終的に金額を相談して今回の運びになっただけですよ。

- (4番委員) ありがとうございます。
- (農地担当) 他にご質問ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。77番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、77番は許可されました。

【受付番号78番】

- (農地担当) 続きます78番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (1番委員) 受人は●●で従来から農地の拡大とかその取得に努めてこられた方でありまして、キャベツとかそういった野菜類の栽培を行っておられます。今回もそうした流れの中でのことであって、地元では別に問題はないと聞いております。詳しくは地元推進員の武田さんからお願いしたいと思います。
- (農地担当) それでは武田委員をお願いします。
- (武田委員) 受人は近年、●●の農地をたくさん取得し、法人化し、耕作放棄地も片付けて稲作やキャベツを作っていて、近隣農地への悪影響はなく地域の方々も助かっております。今回取得する農地も盛土をしている場所は果樹を植えて、耕作放棄地であった木がいっぱい生えている所は片付けてキャベツを作るということです。また、渡人は、この農地を長いこと耕作放棄地としていて、以前にこの委員会に来てもらって皆さんで話をしてもらいましたがやはり耕作ができていなく、今回受人に譲渡することになったので、周りの人や地区の人としては助かっておりますので、ご検討よろしくをお願いします。
- (農地担当) 受人の居住地区●●地区の調査をしていただいております。何か発言等ございましたらお願いいたします。では、最相推進委員よろしくをお願いします。
- (最相委員) 受人は、たくさんの農地を●●で耕作されていまして、機械類もたくさん持たれているし、耕作放棄地をきちんと耕作するという形にどんどん変えていっておられて、特に問題はないと思います。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。78番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、78番は許可されました。

【受付番号79番】

- (農地担当) 続きます79番、秦と久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件は、秦地区と久代地区にまたがる申請なんですけど、渡人が受人に事業譲渡したいというのが今回の始まりの話でありまして、渡人は父が亡くなられて土地を相続いたしまして、その農地を受人に譲り渡したいという話です。受人は、元々親父さんの代からずっと●●という会社を経営しておりまして、渡人から会社名でこの農地をお借りして、主に人参等を作っておられました。今回の申請なんですけど、事業譲渡という形になりまして、●●という会社社長の個人の名前で所有権移転の申請を行うものです。現地調査と受人の農業実態等を受けまして、地元としましては何ら問題がない方でありましたので、今回の申請は地元といたしましては問題がないと判断しております。ご審議の方をよろしくお願ひします。
- (農地担当) 大森推進委員、補足がございましたらお願いいたします。
- (大森委員) 受人は、秦でも畑を耕作され、住所のある●●市の方でも田と畑を耕作されておりますけれども、いずれもきれいに農地を作付け管理されております。従いまして、今後買い取られた畑につきましても問題なくやっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- (農地担当) 久代地区の方、11番委員お願いいたします。
- (11番委員) 久代の田が4つあるんですけど、実質は3か所。会社で作付けされているということで、それまで借りていたんだなという風に思います。他にもこの近くへ3箇所の田を借りて稲作をされています。きちんと管理もされていますし、名義が変わってもきちんと作付けしていただければ問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。
- (農地担当) 竹内推進委員、補足がございましたらお願いいたします。
- (竹内委員) 補足はありません。審議のほどよろしくお願ひします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (7番委員) 事務局の方にお伺いした方がいいのか分からないのですが、譲受理由が事業譲受ですよね。先ほどのお話だと法人の方なのかなという、会社役員ですからその形かと思うんですけど、この場合に個人で取得されるものを事業譲受という形、ちょっとイメージがわからないんですけど、どういうことで解釈すればいいんでしょうか。
- (主事) 事業譲受という形なんですけれども、会社で譲り受ける場合と個人で譲り受ける場合の税金の取り扱いについては、それぞれ考え方が違いますので税額が変わってきます。今回のケースで言いますと、譲り受けされる側の話ではあるんですけども、個人で譲り受けることによる税金の取り扱いの方を選択されたという形で、事業譲渡ではありますけど個人で譲り受けるという判断に至ったというケースでございます。
- (7番委員) 説明は分かりました。そうすると、土地の方は個人で受けるけれども、経営の方は法人

であるというようなイメージなんですか

(主事) あくまで今回の受ける形は個人になりますので、農業の事業としてもその個人とする目的になる申請になりますので、あくまで受ける主体も個人ですし、事業主体も個人になります。

(7番委員) では、個人同士ということによろしいんですね。事業という言葉があったんでちょっと不思議だなという感じがしたんですが、内容的には分かりました。ただ、この譲り受けて耕作者が家族数より多いのは、これは直接問題はないかと思うんですけども、会社の関係の方がされるというようなことになるんでしょうかね。

(主事) 家族数の欄ですけど、協力者がいらっしゃる場合については、その方の数も足していただいているっていう形がございますので、実際の家族数に対して耕作者数の方が多いようなケースは、これをはじめとして中にはございます。今回のケースも従業員さんにも手伝っていただくという形ではございますが、あくまで先ほど申し上げたとおりで個人の取得であり、個人が3条で耕作目的での取得になるという趣旨は変わらないです。

(7番委員) 関連して尋ねますが、事業譲受の関係ですけど、事業っていうのは●●という会社っていうのが説明があったんですけども、この会社がニンジン栽培していたその事業を指すんですか。

(主事) 今回取得される予定作付けとしては、米、野菜とあるんですけども、あくまでその会社の事業として受けるという訳ではなく、あくまでも個人事業として個人である受人が受けるという理解であります。

(7番委員) 分かりました。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、79番は許可されました。

【受付番号80番】

(農地担当) 続きまして80番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) 渡人は受人のおばさんにあたる方でございます。この申請地は今、受人が引き受けてきれいに耕作されております。農業を一生懸命やっている状況でございますので、地元としては、これを維持できるような形で引き続きお願いしていきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当) 長代推進委員、補足がございましたらお願いいたします。

- (長代委員) 補足はありません。審議のほどよろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。80番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、80番は許可されました。

【受付番号83番】

- (農地担当) 続きまして83番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地ですが、現況は畑、地目も畑になっておりまして、現在は保全管理状態にはある畑で、きれいに耕して何も植わっておりません。受人は●●組合に入っており、ぶどうを作っておられまして、こちらにぶどうハウスを建ててぶどうを作りたいとのこと。渡人が今回、農地を手放したいという話から受人のところに話が及んで、所有権移転という話になっております。受人は申請地のすぐ近くにも作付地があり、農地を増やして頑張っていこうという話になっておりまして、地元としましても応援したい案件でありますので、よろしくご審議の方をお願いします。
- (農地担当) それでは大森推進委員、補足があればお願いします。
- (大森委員) 今の説明のとおりでございまして、ぶどうの專業農家的にされておられまして、どのハウスもきちんと管理されておりますので特に問題がないと思いますのでよろしく願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。83番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、83番は許可されました。

【受付番号84番】

- (農地担当) 続きまして84番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (4番委員) 地元としては問題はありませんが、詳細につきましては杉岡委員から説明願います。
- (杉岡委員) この土地につきまして、もう何年も前から非農地とこの土地を交換されておられまして、実際には受人が耕作されておられます。受人は他にも農地を所有しておられまして、その

農地はお父さんもしくはおじいさんの名義になっておりまして、その名義を全部受人に変えるということで、この交換した農地も受人の名義に手続きをするということです。1筆だけ雑草が生えて耕作できないような土地がありましたが、草を全部取って耕作できる状態に戻されたので何も問題ないと思います。よろしく願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。84番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、84番は許可されました。

【受付番号85番】

(農地担当) 続きまして85番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) 渡人はご高齢により、山田に持っている農地を処分したいと考え申請をしたそうです。

受人は●●市の方ですが、渡人はおばにあたります。この土地は、以前から受人が渡人から全てを任されて管理しており、このほど、受人に譲り渡したいとのことでの申請になりました。受人は山田に実家があり、この実家の近くに申請地があります。今まででも会社の休みの日に帰ってこられて草刈り等を行っていました。取得後は野菜を作付けしたいと言っておられました。農機具は、実家に耕運機、草刈機を所有されており、●●市から運搬する必要はありません。地元とすれば農地として活用されれば特に問題ありませんので、審議をよろしく願いします。

(農地担当) 赤木委員、補足があればお願いいたします。

(赤木委員) 補足はありません。審議のほどよろしく願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。85番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、85番は許可されました。

【受付番号86番】

(農地担当) 続きまして86番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) 受人の実家が●●にあります。両親がご高齢で、この方が長女ということで、ゆくゆく

は帰って来られる予定です。そういう関係で今回取得するというので、この田のすぐ隣に2筆、受人のお父さんが所有している田があって、すぐ隣なのでこれ取得したいということで今回の話になったという経緯でございます。受人は、今は●●に住んでいるんですけど、親が高齢で実家が空き家にならないぐらいには帰って来られるということで、今の家は子供さんにでもということをお願いいたしましたので、地元としては問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足があればお願いします。

(竹内委員) 補足はありません。審議のほどよろしくお願いします。

(農地担当) 受人の居住地区が●地区となっておりますので説明いたします。

(3番委員) 内容につきましては、先ほど11番委員から詳しくご説明があったとおりでございます。形の上では耕作面積0の新規就農となるんですけれども、実際は実家の方にある農機具等を利用して管理をするということでございまして、問題ないものと捉えておりますのでよろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。86番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、86番は許可されました。

【受付番号88番】

(農地担当) 続きまして88番、久代の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(11番委員) 申請地は、渡人が相続でもらった田であります。その田の前に受人の家があって、渡人から受人へ田をもらってもらえないかということで、受人の家を出たすぐ前が田になっていきます。この受人がその田の周りの田を持っていて、一体として今も利用されているんですけど、家のすぐ前でありまして、息子さんもいらっしやって、将来的にもずっと作付けされると思いますので問題ないかなと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) 竹内委員、補足があればお願いします。

(竹内委員) 受人は周辺に土地をお持ちですけれども、草刈等きちっとされておりました問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。88番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、88番は許可されました。

【受付番号89番】

- (農地担当) 続きまして89番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
(14番委員) 渡人の宅地を受人が買い取ったということでありまして、その買いとった宅地の東の北の隅にこの畑があるということで、今後、この畑を野菜等を作付けして管理していきますということでございます。地元としてはこの農地を一括して使っていただきますので問題ないと思います。よろしくご審議ください。
(農地担当) それでは長代推進委員、補足がありましたらお願いします。
(長代委員) ただいま説明の通りでございます、私の方から付け加えることはございません。よろしくをお願いいたします。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。89番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、89番は許可されました。

【議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第47号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
(主事) **【議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号37番】

- (農地担当) それでは37番、西阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
(9番委員) 現況は、東が道路、西が道路、南が宅地、北が山林です。転用した場合、特に周辺農地への影響はないと思います。
(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
(1番委員) 受人は、ゴルフ場の運営をしている会社です。ゴルフ場のグリーンも、現在の猛暑とか

熱波によりまして、芝枯れとか芝の傷みが生じているということで、この芝の張替えが頻繁に行われているような、そういった事情があるということをお前提にして、この張替用の芝の養生の場所として、今回このゴルフ場に近いこの当該の農地が選定された次第であります。この農地は現在、現地報告にありましておとり宅地とか道路とか山林に囲まれておとりまして遊休化している状況にあります。草刈が行われる程度で、保全管理の状態にある畑がほとんどでして、この転用によりまして周囲の営農に影響があることは考えられない状況です。地元にしてみても、歓迎する意見が強いという状況であります。特段問題がありませんので、よろしくご審議の方お願いしたいと思います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号39番】

(農地担当) 続きまして、39番、東阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 現況は、東が宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。転用した場合、特に周辺農地への影響はないと思います。

(農地担当) それでは地元委員の説明をいたします。

(1番委員) 現在、●●市に住んでおられる若い夫婦の方が、子供が生まれたために手狭になったということで持ち家を取得しようとしての申請になっております。地元では別段問題ないと聞いておりますが、詳しくは地元推進委員でございます武田委員、よろしくごお願いいたします。

(武田委員) 渡人は、数年前に実家が絶え、家や農地を相続していましたが、夫も亡くなり、子供も●●市に別居しており管理ができなくなり、農業用倉庫があったこの土地を更地にして売ることになりました。現在、現地は農業用倉庫も撤去しており、更地にしてきれいにしております。受人は、●●市のアパートに親子で住んでいましたが、子供も大きくなるのにあたって手狭になり、さっき報告のあったおとり今回購入することになりました。近隣農地に全く影響がありません。ご審議よろしくごお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。39番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、39番は許可されました。

【受付番号40番】

- (農地担当) それでは40番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が雑種地、南は水路、北が田です。管理された農地でした。転用した場合、周辺農地への影響はないものと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (11番委員) 渡人は、実家が●●だそうです。今回、受人が県外から来られます。●歳で仕事を辞めて、田舎に移住したいと考えて暮らし情報センターに相談をしたところ総社市を紹介され、この場所がいいということで移住して来られます。この土地のすぐ近くの1件か2件か空いたところに、先月も新築で家が建つ申請が出ておりましたので、人口も増えていいかなと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
- (農地担当) 補足がありましたら竹内委員、お願いします。
- (竹内委員) わざわざこちらを選んでいただいて移住していただく。地元として非常に喜んでおります。よろしくご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。40番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、40番は許可されました。

【受付番 38 番】

- (農地担当) それでは 38 番, 上林の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (9 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が畑, 南が道路, 北が水路です。管理された農地でした。転用した場合, 周辺農地への影響はないものと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2 番委員) 受人は, 新しく●●を建てるということで, 現状の東側に職員の駐車場があるんですが, そちらもきれいにされるということで, 境界をつけて水路をつけるため従業員の車を置くところがないということで, この●●の北側にあります渡人の土地に車を●台ほど置かせてもらうことでこの申請が出ております。露天駐車場となっております。地目は田ですが, 現況は畑で 2 年ぐらい何も作っていないので, 薄く真砂を敷いて駐車場にします。南と北に水路がございまして。雨水につきましては, 地下に浸透するようになるので何ら問題ありません。日照, 通風も問題ありません。土砂の流出につきましても高さは変わらないので問題ないということで, 周辺農地への影響もないので審議をよろしく願います。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが, 市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり, おおむね 10ha 未満の規模の農地の区域内にある農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。一時転用期間は令和●年●月●日から令和●年●月●日までとなります。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (1 2 番委員) 一時転用期間後はどうなるんですか。
- (主事) 事務局より回答させていただきます。期間後は農地に復旧するものになりますので, 付けできる状態に復旧されます。期限内に必ず復旧することを確約いただいています。
- (1 2 番委員) 分かりました。
- (農地担当) それでは採決いたします。38 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 38 番は許可されました。

【議案第 48 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

- (農地担当) 続きまして議案第 48 号, 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について, を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第 48 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号3番】

- (農地担当) それでは3番, 上林の件について, 地元委員からの報告をお願いいたします。
- (2番委員) まず用悪水路ですが, ●●がある東側に昔からの水路がございまして, 流すところがないということで, この●●の下を通过这个水路へ流すようにしていました。先月, 受人が▲▲さんの土地を売買しまして, そちらをきれいにされて水路をつけました。北側に水路がございまして, そちらへ繋げるとということで, 今回これはもういらぬということで廃止になるということです。また, こちらは土留めをしまして, きれいにしたら雨水を流すために水路を作るそうです。それから公衆用道路, こちらは法面になります。道がありまして, 県の土地があります。その法面をまっすぐにして, ●●の土地とするということで, 今回この2点が出ております。廃止した場合に農地には何の影響もないと思っておりますので, ご審議よろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑ございましたらお願いいたします。
- (委員) なし。
- (農地担当) 無ければ今回の申請どおり, 用途廃止申請を行っても周辺営農上問題なしとしてもよろしいでしょうか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) それでは, 用途廃止申請を行っても周辺営農上問題なしと回答をさせていただきます。

【受付番号4番】

- (農地担当) それでは4番, 長良の件について, 永野委員から報告をお願いいたします。
- (永野委員) ちょっと筆が多いのでこの地図を見ていただきますと分かるように, 既にコンクリートで施工が完了しています。付け替えしている所は, きれいに道路として出来ていますし, 水路もできています。ご審議のほど, よろしく申し上げます。
- (農地担当) 今説明がありましたように, 以前, 未来法で転用になった農地の関係でございます。事務局より補足の説明をお願いします。
- (主事) こちらにつきましては, 令和●年●月●日付で5条許可により工場として転用許可が出た場所になります。それに伴う用途廃止申請として出てきているものになりますのでよろしく申し上げます。
- (農地担当) 筆数にしますと非常にたくさんになるんですけども, 実質, 既に無くなって使われていない道及び水路という形になります。当然, 次の付け替え等も行われておりますし, この公共用財産が供していた農地自体が転用になっているところもございまして, それも含めて周辺営農上問題ないものとなると考えられます。この件につきまして, 何かご質問等ご

ございましたらお願いいたします。

(12番委員) これの全体面積はいくらですか。

(主事) ●㎡程度です。

(農地担当) 他に何かございませんでしょうか。無ければこの件に関しましても用途廃止を行っても周辺営農上問題なしと回答してもよろしいでしょうか？

(委員) 異議なし。

(農地担当) 無ければ今回の申請どおり、用途廃止申請を行っても周辺営農上問題なしと回答をさせていただきます。

【受付番号5番】

(農地担当) それでは5番、秦の件について、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) こちらは、申請人の所有している土地のすぐ傍になるんですが、現在使われていない用悪水路と聞いております。現場を見たこともありまして問題はないかと思うんですが、地元で詳しい大森委員から説明をお願いいたします。

(大森委員) 申請人は事業を拡大、拡張されていまして、工場から奥に土地を広げておられます。その広げている資材置場の隣接したところに今回の用悪水路がございます。現在、周辺の土地は受人が所有されていますが、元々は段々の田がずっと続いていたところで、田への用排水に活用されておりました。現在は先ほど言いましたように資材置場で周辺が全部埋まっております、もう必要なくなっているという状況でございます。周辺はそういった資材置場として使われていますし、この上にあります農地につきまして懸念される問題というのは全くございませんでしたので、地元としましては全く影響も出ていませんのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(14番委員) 場所は図面でいうとどこになりますか。

【図面参照】

(大森委員) 元地番から今回の対象部分が分筆されて用途廃止となります。

(農地担当) 他に何かご質問ございませんでしょうか。無ければこの件につきましても用途廃止を行っても周辺営農上問題なしと回答してもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 無ければそのように回答をさせていただきます。この議案第48号の3件の用途廃止につきまして、いずれも用途廃止を行っても周辺営農上に問題はないと回答をさせていただきます。

【報告第32号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第32号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第32号 報告書について朗読】

【報告第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第33号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第33号 報告書について朗読】

【報告第34号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第34号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第34号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 28ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が10件、5条関係が4件、公共財産の用途廃止申請に伴う意見について3件、用途廃止を行っても周辺営農上問題なしと回答させていただきます。以上で日程第3付議事件の審議を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時57分